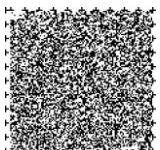


第1部

総論



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

本町では、“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き安心して暮らせるまちづくり”の実現をめざし、平成25年3月に「第4次杉戸町障がい者福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に障がい者施策の充実を図ってきました。また、平成27年3月には、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する方策等を定めた「第4期杉戸町障がい福祉計画」を策定し、円滑な実施に努めてきました。

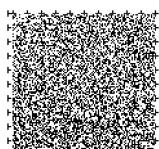
これら2つの計画が平成29年度に計画期間の満了を迎えるため、今回新たに「第5次杉戸町障がい者福祉計画」及び「第5期杉戸町障がい福祉計画」を策定することとしました。加えて、本計画の策定に当たっては、児童福祉法の改正により新たに策定が義務づけられた「障害児福祉計画」についても、「第1期杉戸町障がい児福祉計画」として計画の中に位置づけ、3つの計画を一体的なものとして策定しました。

国の動向

国では、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に先立ち、必要な国内法の整備をはじめとする障がい者施策の集中的な改革を進めてきました。この流れの中で、平成23年7月には、障がい者施策の基本理念を定めた「障害者基本法」の抜本的な改正が行われ、①障がい者の基本的人権、②障がい者の定義として「社会的障壁」により障がいが生み出されること、③社会的障壁の除去に当たって「必要かつ合理的な配慮」がされなければならないこと、④「合理的配慮」を行わないことは差別に当たること等が明記されました。

また、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。

さらに、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国、地方公共団体及び事業者を対象として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別に当たること等が明記されました。



また、平成 28 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」（一部は平成 30 年 4 月施行）も施行されています。

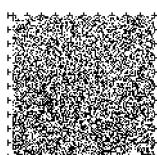
その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられました。加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障害福祉の報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

埼玉県の動向

埼玉県では、障がい者施策推進の基本的方向や達成すべき障がい者福祉サービスの目標を明らかにした「第4期埼玉県障害者支援計画」を平成 27 年 3 月に策定し、障がい者施策の総合的な推進を図っています。この計画は、県の総合計画である埼玉県 5 か年計画の分野別計画として位置付けられ、「地域保健医療計画」、「地域福祉支援計画」、「高齢者支援計画」、「子育て応援行動計画」など、関連する県計画との整合が図られた計画となっています。

平成 30 年 4 月からは新たな県計画がスタートするため、町計画の策定にあたっては、県計画の策定状況や、県の実施する関連施策・事業等についても注視しつつ、検討を進めました。



2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

「障がい者福祉計画」…………「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画

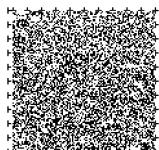
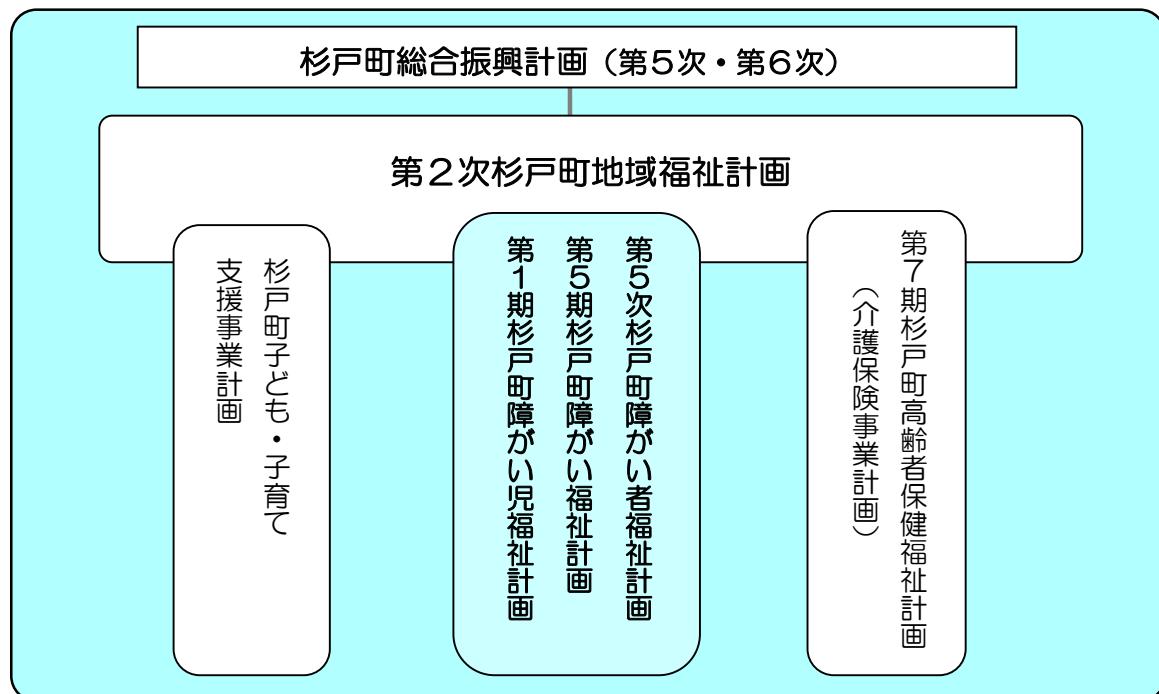
「障がい福祉計画」…………「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、その確保のための方策等を定める計画

「障がい児福祉計画」…………「児童福祉法」に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保や、その他障害児通所支援等の円滑な実施等について定める計画

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び埼玉県が策定した上位計画・関連計画、杉戸町が策定した各種関連計画との整合・連携を図ります。また、町の最上位計画である「杉戸町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

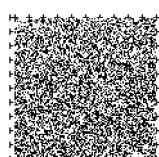
本計画では、「第5次杉戸町障がい者福祉計画」については、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度の6年間、「第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画」については、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3年間をそれぞれの計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や法制度の変更などにより必要に応じて見直しを行います。

H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)					
第5次杉戸町総合振興計画 (平成23～32年度)						次期計画									
第4次杉戸町障がい者福祉計画			第5次杉戸町障がい者福祉計画 (平成30～35年度)												
第3期杉戸町 障がい福祉計画	第4期杉戸町 障がい福祉計画	第5期杉戸町障がい福祉計画 (平成30～32年度)			第6期杉戸町 障がい福祉計画										
第1期杉戸町障がい児福祉計画 (平成30～32年度)			第2期杉戸町 障がい児福祉計画												

4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）に加えて、難病（国の指定する指定難病医療給付対象者）の方です。



5 計画の管理体制

(1) 全庁的な施策の推進

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、保育、就労、防災、まちづくりなど広範囲にわたっています。そのため、効果的かつ効率的な障がい者施策を展開していくために、財政状況を考慮しながら、関係各課が緊密な連携を図り、全庁が一体となって取り組みます。

また、本計画の推進にあたっては、関係各課で施策や事業の推進状況の点検・評価を行うとともに、その評価結果などを公表します。

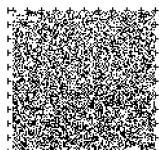
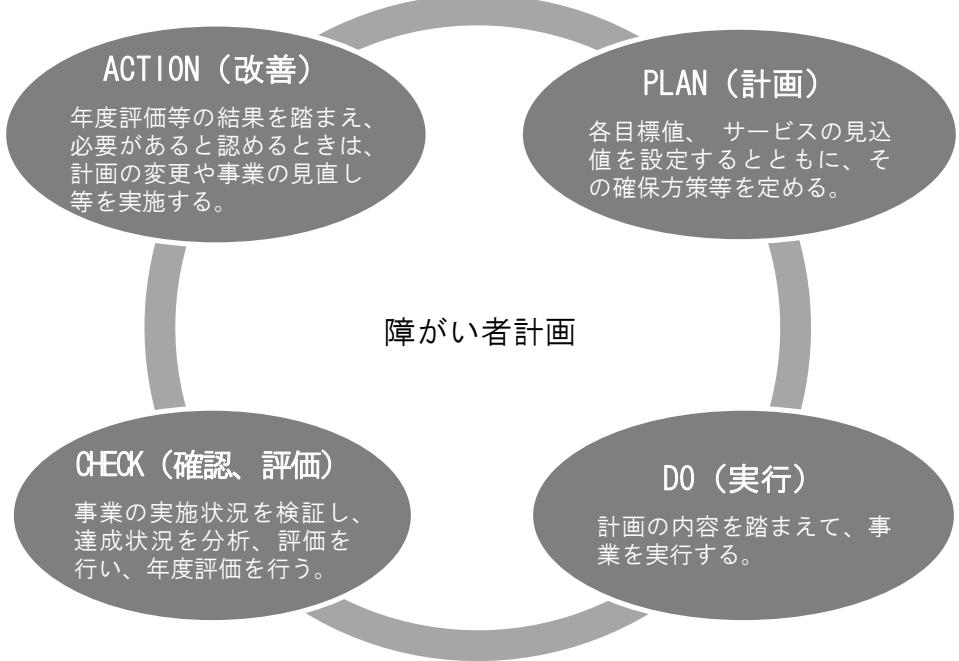
(2) PDCA サイクルによる点検・評価

本計画を着実に推進するために、住民や福祉関係団体の代表者などで構成する「杉戸町障がい者計画推進懇話会」を設置し、計画の点検・評価を行うとともに、効果的な計画の進行管理を行います。

また、社会経済状況の変化や国の制度改正、埼玉県の動向等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

さらに、本計画の推進には地域全体の関わりが必要となるため、当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設け、計画推進上の課題や問題点の把握に努めるとともに、必要に応じて改善を図っていきます。

図 PDCA サイクルのイメージ



6 計画の推進

(1) 協働と連携

本計画を推進していくためには、障がいのある人・支援者・行政の協働が欠かせず、計画の目標や方向性、取組について共通の理解をもつことが必要です。

このため、住民や地域、ボランティア、事業者、関係機関・団体等と行政との連携を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに努めます。

(2) 行財政の効率的運用

少子高齢化の進行や人口減少、社会経済情勢の変化等により、障がいのある人やその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、今後増大・多様化すると予測される福祉サービスの需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

また、法律の変更や制度の見直しなど、国や埼玉県の動向を的確に見極めながら、障害福祉サービス事業運営の適正化を図り、計画を推進します。

